

【用語】日影南郷村―利根郡利根村 成毛―成箇ともいい、年貢のこと 惣辻―すべての高の合計 永引―荒廃地など年貢を永久に免除すること 有高―現在高、年貢対象の石高 下田・下々田―田畑の等級のうち地味のやせた下等の田地 取米―上納すべき年貢米の量 取永―貨幣で納める年貢の量 枳―脱穀しない米 検見引―米の収穫前に役人が豊凶を検査し、損耗分を控除すること 定納―損耗分など差し引いた年貢高 急度―必ず 惣百姓―村中の本百姓

【解説】年貢割付状は、「年貢可納割付」「御取箇可納割付之事」「免状」など、さまざまな呼称がある。一般に、秋の収穫後の十月から十一月中に幕府代官や領主から村の名主・百姓中あてに発せられ、その年に納入すべき年貢額と納期などが通達された。内容は、村高・田畑の地目・位付け（上中下など）・年貢引高・年貢率・取米永などを記して、年貢賦課の基準とその根拠などを示しているが、記載様式は時代・地域・年貢の徴収方法などによって違いがみられる。

この文書は、沼田藩真田氏の代の天和元年（一六八二）十一月、藩の勘定奉行から赤城山北麓の日影南郷村にあてた年貢割付状である。年貢額は枳四俵一斗六合と金三両三分・錢五〇〇文とあり、十二月十五日までに完納するよう指示している。この割付状の特徴は、畑・屋敷で煙草の栽培が行われ、三割増の年貢が課せられていることと、文書が発給された十一月は藩主真田信利が両国橋御用材の遅延などの理由で改易かひんに処され、領地を没収された月と一致することである。したがって、沼田藩真田氏の最後の割付状であり、賦課された年貢が実際にどのように処理されたのか、たいへん興味深い史料である。